実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白河市	大信上新城地区	令和2年3月24日	新規

1 対象地区の現状

1) ±	43. 9ha	
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		37. 0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		10. 1ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2. 3ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4. 4ha
4 ±	— ha	

(備考)

地区内の農地、主に水田については、集落営農組合が中心となり貸し借りのマッチングを行っているため、今後も引き続き対応することとしている。

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

自作できなくなった農業者は、認定農業者や集落営農組合に貸し付けることで地区の水田利用を継続しているが、10年後に9割以上の田の耕作者が70才以上となり、アンケート回答者の8割が後継者がいないあるいは不明と回答しているため、若年の担い手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、中心経営体である集落営農組合や認定農業者6経営体、基本構想水準到達者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

畑利用については、地域外の認定農業者の入作や中心経営体である集落営農組織により担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。